

令和 8 年度工科短期大学校案内パンフレット制作業務委託仕様書（案）

この業務仕様書は、工科短期大学校（以下「甲」という）が行う令和 8 年度工科短期大学校案内パンフレット制作業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「乙」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和 8 年度工科短期大学校案内パンフレット制作業務

2 目的

甲は、これまで県内企業でニーズの高い実践技術者（ものづくりに関する幅広い高度な技能及び知識を併せ持ち、創造力と行動力を備えた課題解決型の人材）の育成を推進してきた。しかしながら、少子化に伴う 18 歳人口の減少で、深刻な学生確保の危機に直面しており、いわゆる“大学の 2026 年問題”で 2026 年を境に大学進学者数が減少に転じ、大学の経営に多大なる影響を及ぼすと予測されている。また、パンフレットのデザインも年々変化しており、かつての「重厚・設備・情報羅列」から「親しみやすさ・エモーショナル・楽しさ」へデザインの一新を図ることが求められている。本業務では、こうした状況を踏まえ、甲の魅力を受験生や保護者に広く浸透させるため、新しいデザインのパンフレットを制作する。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 7 月 15 日(水)までとする。

4 業務の内容

本業務では、新しいデザインのパンフレットを制作する。制作にあたっては、以下の事項を踏まえること。

- (1) 対象：高校生
- (2) 制作方針：本校の魅力や特色をわかりやすく紹介し、受験生の志望度を高める内容とする。
- (3) 活用場面：学校見学会、学校説明会、オープンキャンパスでの配布、HP 掲載
- (4) 規格：
 - (ア) 印刷：フルカラー両面
 - (イ) サイズ：A4 判
 - (ウ) ページ数：16 ページ
 - (エ) 用紙：マットコート 110kg
 - (オ) 製本：中綴じ

(カ) 部数：6,000 部

(キ) 原稿データ、写真データは本校から支給可能

(5) 掲載内容の例を以下に示す（タイトル、内容、構成は自由とする）

- 学校の魅力
- 学科紹介（4 学科）
- 就職情報/卒業生インタビュー
- 在校生の声/学生ハイツ
- キャンパスマップ
- 入試/オープンキャンパス情報は QR コードで本校ホームページに案内

5 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、甲の事務局へ提出すること。

6 制作プロセス

以下の各プロセスにおいて、委託者と受託者で適宜打ち合わせをし、合意の上で制作を進めること。

- (1) 構成案の決定
- (2) パンフレット案の作成
- (3) 校正（2 回以上）
- (4) 校了

7 成果品等の納入

令和 8 年 7 月 15 日（水）までに、以下のものを甲の事務局に納入すること。

- (1) 完成品パンフレット
- (2) PDF 形式データ
- (3) Adobe Illustrator 形式データ

8 完了検査

- (1) 乙は、本業務の完了後に甲の検査を受けるものとする。
- (2) 乙は、検査の結果、甲から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

9 成果品の帰属

- (1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。また、著作権、

- 肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は乙において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 本事業成果物等にかかる所有権や著作権は、原則としてすべて甲に帰属し、甲は事前の連絡なく、加工及び二次利用できるものとする。ただし、乙が従来から権利を有していた乙固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、乙に留保するものとし、この場合、甲は権利留保物について、乙に使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。
 - (3) 学校の性質上、成果物の継続利用のため最低限の改変が生じる可能性があるものとする。

1 0 個人情報取得・保護・管理等

- (1) 乙は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 乙は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

1 1 再委託

本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。

- (1) 乙は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
- (2) 甲により再委託が承諾されたときは、乙は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

1 2 その他

- (1) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (2) 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- (3) 本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規則に従った処理を行わなければならない。
- (4) 乙は、本事業の実施に当たっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に甲と協議すること。
- (5) 乙は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め甲と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書

に疑義が生じた場合には、甲と協議すること。

- (6) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。
- (7) 本事業で生じた一切の訴訟については乙の責任において対応するものとする。